

# 人身傷害保険の保険者による 人身傷害保険金支払後の 自賠責保険金回収の影響

弁護士 北村 幸裕

## 1 はじめに

人身傷害保険(以下、「人傷保険」という。)の保険者(以下、「人傷社」という。)は、交通事故の被害者である被保険者に対して人傷保険金を支払った後、加害者が加入する自賠責保険に対して保険金(なお、自賠法16条に基づく請求であることから正確には損害賠償金だが、以下、「自賠責保険金」という。)を請求して受領することが一般化している。

被害者に一定の過失が認められる事案では、訴訟基準差額説によると人傷保険金は被害者過失部分に優先して填補されることになる。このような過失相殺の適用がある事案で、人傷社が回収した自賠責保険金額は、加害者の被害者に対する損害賠償金の支払いと評価するのか、それともそのような評価をしないのかという問題がある。

## 2 従来議論

上記の問題については以下のとおりの考え方がある。

まず、人傷社が回収した自賠責保険金は、加害者による負担がなされたものと評価して、加害者が負担する損害賠償債務から全額損益相殺すべきという見解である(全部控除説)。

一方、人傷社による自賠責保険金の回収は加害者から被害者への支払いとは同視できないとして、加害者の損害賠償債務からは当然には損益相殺されず、あくまでも人身傷害保険金額が被害者の自己過失相当部分を超えた部分に限って損益相殺するという見解である。訴訟基準差額説を前提とすると人傷社が本来代位できない部分も自賠責保険から回収したことになるため、便宜上「不当利得容認説」と称されている。

東京地判平成21年12月22日(交通民事裁判例集42巻6号1669頁)が不当利得容認説と同様の結論を採用し、当該結論は、その後最高裁判決において判断された訴訟基準差額説との親和性が高いことから、その後の下級審判決でも同様の結論の判決がなされたこともあり、実務上も不当利得容認説に基づく運用がなされて

いた。

具体的には、判決又は訴訟上の和解が成立した事案では、加害者と人傷社との間で、人傷社が本来受領できないにも関わらず受領していた金額の調整が必要となるが、実務上は、加害者と人傷社の間に自賠責保険が入って調整している。

すなわち、判決又は訴訟上の和解後、加害者は、被害者に対して自賠責保険金について損益相殺されていない損害賠償額を実際に支払い、その後自賠責保険に対して請求(自賠法15条請求)を行う。一方、人傷社は、既に受領した自賠責保険金のうち、本来受領できない金額を自賠責保険に返金する。その結果、自賠責保険が、加害者に対して請求に応じた保険金を支払うという流れで対応がなされている。

ところが、近時、全部控除説の結論をとる高等裁判所の判決がなされた。そこで、当該判決の分析を通じて、上記問題について改めて検討したい。

## 3 判例の紹介(福岡高判令和2年3月19日判例タイムズ1478号52頁)

(事案及び判決の概要)

過失相殺の適用のある交通事故(被害者の過失が30%の事案)の被害者が、人傷保険金を受領後に、加害者に対して損害賠償請求を行った事案である。なお、人傷保険金を受領するにあたって、被害者と人傷社との間で、支払保険金額の限度で、加害者に対して有する損害賠償請求権及び自賠責保険金の請求受領権が人傷社に移転することを確認する協定書(正確な内容は判決からは不明)が締結されていた。

人傷保険金支払後、人傷社が、加害者の自賠責保険から保険金を回収していたことから、加害者が、当該自賠責保険金を全額損益相殺すべきとの主張を行ったところ、裁判所は、人傷社が回収した自賠責保険金の全額につき損益相殺を認めるに至った。

(判断の理由の概要)

裁判所は、被害者と人傷社間で交わされた協定書(以下、「協定書」という。)の文言は、被害者から、人傷社に対し、支払った人傷保険金の限度で自賠責保険金の受領権限が委任されたと解するほかないと認定した。

そして、自賠責保険は、協定書に基づき受領権限を有する人傷社に自賠責保険金を支払ったものであり、自賠責保険が加害者のための保険であることに照らすと、本件協定書により人傷社が受領した自賠責保険金は被害者と加害者との間においては、加害者の過失部

分に対する弁済に当たると解すべきであるとして、上記結論に至った。

なお、協定書には、判決後は被害者が人傷社に追加の保険金請求ができない旨の記載があるため、上記判断の結果、被害者が受領できる人傷保険金と加害者からの賠償金の合計額が、人傷保険金を先行した場合と損害賠償請求を先行した場合では、前者の方が少なくなると思われる。

これについて、裁判所は、協定書締結時に、人傷社が支払った人傷保険金のうち人傷社が受領した自賠責保険金に当たる部分が人傷社と被害者との間においても加害者の過失部分に充当されることまでを人傷保険の契約者である被害者に説明した上で締結されたものではない可能性があるとして、被害者が人傷保険金を先行して受領すると、損害賠償請求を先行した場合と比べて受領できる総額が減ることを理解していなかった可能性があることまでは認めていた。

しかし、これは、あくまでも人傷保険の契約当事者である被害者と人傷社との間の問題であるから、これを理由として、本来加害者の過失部分に対する弁済としての効力が認められるべき自賠責保険金が支払われたにもかかわらず、被害者と加害者との間において、その弁済の効力を否定ないし制限するのは相当ではないとして、総額の差異が生じることはやむを得ないと判断を示した。

#### 4 検討

(1) これまで実務上採用されていた不当利得容認説については、そもそも法的な根拠が薄弱であるという問題がある。

人傷保険の一般的な約款では、支払われる人傷保険金は、自賠責保険によって給付が決定し又は既に支払われた額は控除されることとなっている。そうすると、約款上、人傷社は、人傷保険金としては被保険者に対して自賠責保険相当額の支払いはできないはずであるが、実務上は自賠責保険相当額を支払っている。そして、人傷社は、自賠責保険相当額を支払った後、自賠責保険に請求している。

不当利得容認説ではこの根拠が不明である。

なお、全部控除説では、自賠責保険相当額の支払いは、被保険者から権限の委任を受けて回収することを前提とした立替払いと構成することになる。

(2) また、不当利得容認説を採用した場合には、以下のような問題が生じる。

加害者の自賠責保険から保険金が実際に支払われ

ており、かつ、被害者もそれに相当する金額を受領しているにもかかわらず、人傷保険金が先行して支払われたという加害者が関与できない事情によって、損害賠償責任を負担していないと評価されることになる。

その結果、自賠責保険金が支払われていながら、支払日時点での遅延損害金に充当されないため、加害者は、事故日からの遅延損害金を負担しなければならないこととなる。

また、後で返金されるとはいえ、自賠責保険金が支払われているのに、加害者は一旦損害賠償金を負担しなければならないが、これは加害者にとっては大きな負担になり得る。

全部控除説を採用した場合には、上記の不都合は生じない。

(3) 一方、不当利得容認説の場合は、人傷保険金先行型と損害賠償先行型とで受領できる総額の金員が変わらないというメリットがある。全部控除説の場合は、人傷保険金受領時に今後追加請求しないという協定を行っていることから、人傷保険金先行型の場合は、受領保険金が低額になる。

(4) 私見では、不当利得容認説の法的根拠が薄弱である点、実際に生じる問題点を考えると、全部容認説が妥当であると考えられる。

ただし、全部控除説を採用した場合には、上記のとおり、人傷保険金先行型と損害賠償先行型で受領できる金額が変わるという点について問題が生じるが、これは、被害者と人傷社との間で調整すべきである。追加請求できないとの協定が交わされていたとしても、人傷社が被害者に追加で支払いうる仕組みを採用すべきであろう。

不当利得容認説に基づいた運用がなされている現時点の実務では、すぐに全部控除説に基づく対応に切り替えることはできないと思われるが、いずれは全部控除説に基づく対応に切り替えるべきと考える。

なお、上記高裁判決は上告されているとのことであるから、最高裁の判断が待たれるところである。

#### 参考文献

- ・「判批」判例タイムズ1478号52頁以下(2020年)
- ・「判批」金融・商事判例1617号44頁以下(2021年)
- ・森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟損害賠償額算定2011(平成23年)下巻(講演録編)』93頁以下(日弁連交通事故相談センター・2011年)
- ・三木素子「人身傷害補償保険の諸問題」森富義明=村主隆行編著『交通関係訴訟の実務』420頁(商事法務・2016年)

- 
- ・常磐重雄「交通事故損害賠償における人身傷害補償保険を巡る諸問題－人傷社による自賠回収が被害者の損害賠償請求権に与える影響を中心に－」横浜法学30巻1号433頁(2021年)
  - ・小笛恵子「人身傷害保険による自賠責保険損害賠償額の回収について」保険毎日新聞2021年12月3日、同月6日